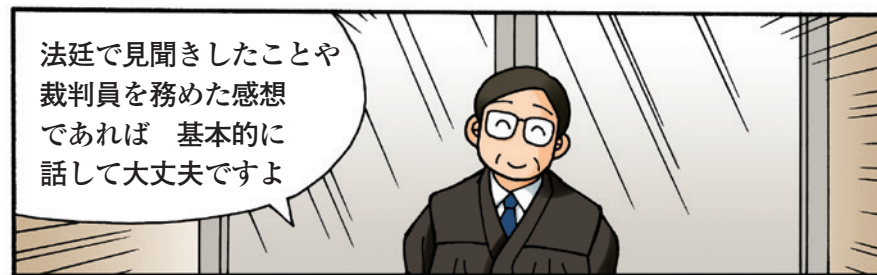
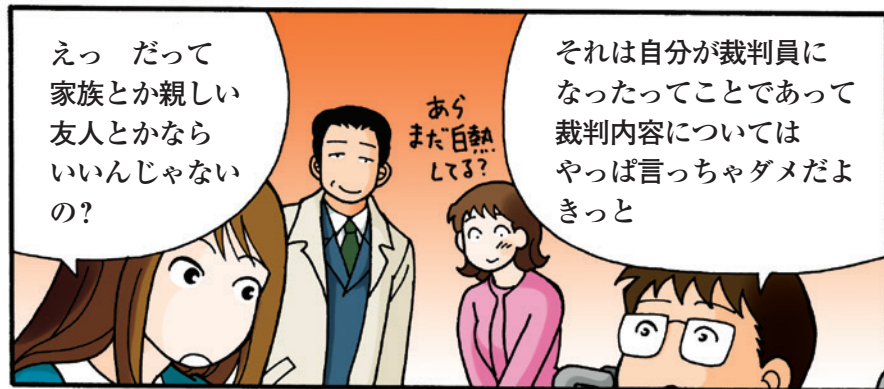
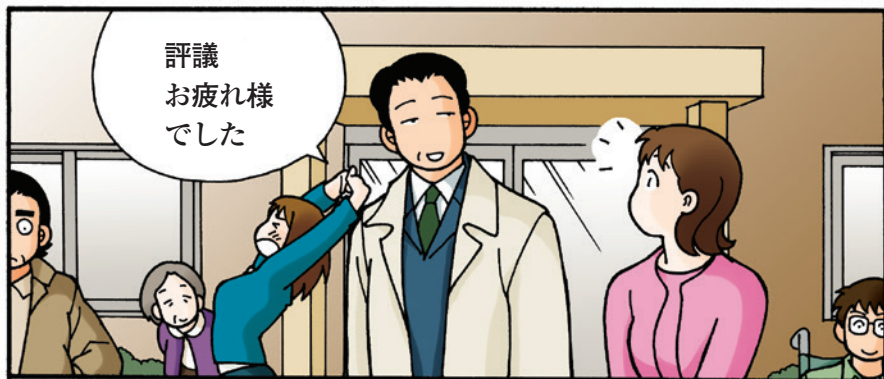


Q30

見聞きした事実について、話してもよいのですか？



A30 法廷で見聞きしたことや裁判員を務めた感想は、話してもかまいません。みなさんの貴重な経験を周りの方々にぜひお伝えください。

証人尋問の内容など公開の法廷で見聞きしたことや裁判員として裁判に参加した経験や感想であれば、基本的に話しても大丈夫です。

逆に、漏らしてはいけない秘密には、評議の秘密と、評議以外の裁判員としての職務を行うに際して知った秘密とがあります。

評議の秘密には、例えば、どのような過程を経て結論に達したのかということ、裁判員や裁判官がどのような意見を述べたかということ、その意見を支持した意見の数や反対した意見の数、評決の際の多数決の人数が含まれていると考えられています。

また、評議以外の裁判員としての職務を行うに際して知った秘密には、例えば、記録から知った被害者など事件関係者のプライバシーに関する事項、裁判員の名前などが該当します。

実際の裁判では